

令和4年1月5日

利用者・ご家族 各位

就労支援センターたまん
施設長 金城 幸範
【公印省略】

まん延防止等重点措置、緊急事態宣言が発出された場合への

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅サービス利用のお願い

新春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃から「たまん」の活動に対し、ご支援とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、年末年始にかけて、帰省や新年の集まり等が増え、同時にオミクロン株という新型のウイルスが世界中で流行し、1月4日（火）、沖縄県内において225名の感染者が確認されました。

今後、新型コロナウイルスの爆発的な拡大が懸念されており、沖縄県では国に対し「まん延防止等重点措置」を要請する検討がなされています。

「たまん」においては、多くの利用者や職員が通所しており、不測の事態が懸念されることから、利用者・ご家族の安全を最優先に考え、感染拡大の防止対策として、「まん延防止等重点措置等」が適用された場合、原則在宅でのサービス利用のご協力をお願いすることと致しました。

なお、仕事の都合や利用者の状況等でどうしても利用されたい方は、通所することも可能ですが、その際は原則13時退勤となります。感染拡大防止と利用者・ご家族の安全のため、皆様のご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

※「たまん」自体は開所していますので、仕事の都合や利用者の状態等でどうしても通常時間まで利用されたい方は、個別にご相談下さい。

記

期 日 : まん延防止等重点措置等の開始日から終了日まで

送 迎 : 迎え：(朝) 通常通り 送り：13時より

※南部圏域の感染者が減少しない場合は期間を延長する場合があります。

以上